特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	後期高齢者医療に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

度会町は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

度会町長

公表日

令和7年10月17日

I 関連情報

I 関連情報 				
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務			
①事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務			
②事務の概要	度会町は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 1. 資格管理に関する申請及び届出に関する事務 2. 保険料の賦課・徴収に関する事務 3. 被保険者証又は認定証等の引渡し・返還に関する事務 4. 医療給付に関する申請の受付に関する事務 5. 通知書の引渡しに関する事務			
③システムの名称	1. 後期高齢者医療事務支援システム 2. 三重県後期高齢者医療広域連合電算処理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー ※1については、ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用している。			
2. 特定個人情報ファイル	名			
後期高齢者医療制度被保険	者情報ファイル			
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	・番号法第9条 第1項 別表85の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第46条			
4. 情報提供ネットワーク	システムによる情報連携			
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [実施する] 2)実施しない 3)未定			
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報提供の根拠) 115、116の項 (情報照会の根拠) 117の項			
5. 評価実施機関における	5担当部署			
①部署	税務住民課			
②所属長の役職名	税務住民課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求			
請求先	度会町総務課 〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋1215番地1 TEL 0596-62-1111			
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ			
連絡先	度会町税務住民課 〒516-2195 三重県度会郡度会町棚橋1215番地1 TEL 0596-62-2412			
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した			
適用した理由				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数					
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 [1,000人以上1万人未満] 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数				
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人未満			
	いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点			
3. 重大事故					
	内に、評価実施機関において特定個 ける重大事故が発生したか	<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし			

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

	保護評価書の種類			
[基礎	項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項 3) 基礎項目評価書及び全項目	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が 記載されている。				
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	ウシステムを通じた	入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付 けが行われるリスクへの対策 は十分か	[十分である	3]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリス	[十分である	5]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である	
クへの対策は十分か			3) 課題が残されている	
クへの対策は十分か 4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委託		3) 課題が残されている [O]委託	しない
	ſ	1		しない
4. 特定個人情報ファイル 委託先における不正な使用	[【 O]委託 <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	しない ・ ・ 移転しない
4. 特定個人情報ファイル 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[【 O]委託 <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイル 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か 5. 特定個人情報の提供・移 不正な提供・移転が行われ	[<mark>気(委託や情報提供ネッ</mark>	ットワークシステムを	[O]委託 < 選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている MCに提供を除く。) (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイル 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か 5. 特定個人情報の提供・移 不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[<mark>気(委託や情報提供ネッ</mark>	ットワークシステムを] [[O]委託 < 選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている MCに提供を除く。) (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	・移転しない

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない				
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
判断の根拠	のマイナンバー取得の徹底 を厳守している。また、後期 報の取扱いに関して手作業 おり、人為的ミスが発生する ・申請書に記載された個人	をや、照会を行 明高齢者医療に が介在するか るリスクへの対 番号及び本人 る申請書等(バー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人から うう際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うこと に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情 が、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにして 対策は十分であると考えられる。 人情報のデータベースへの入力 (USBメモリを含む。)の保管 申請書の廃棄		

9. 監査				
実施の有無	[O] 自己点検	[〇] 内部監査	查 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	- 啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いとま	考えられる対策	[]	全項目評価又は重点項目評価を実施	する
最も優先度が高いと考えられる対策	3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正が 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワーク	れるリスクへの対策、事務に必要のない て不正に使用されるな使用等のリスクへ すわれるリスクへのう ランステムを通じて目 システムを通じて不い、減失・毀損リスク	・情報との紐付けが行われるリスクへの対策 リスクへの対策 の対策 が策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供 的外の入手が行われるリスクへの対策 「正な提供が行われるリスクへの対策	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	2要素認証によって限定しては	おり、名簿によって権 者(元職員、アクセス	が可能な職員は、ID・パスワード及び指紋認 権限の適切な管理を行っている。これらの対 権限のない職員等)によって不正に使用され	策を講じ

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I -5 ①部署	住民課	住民生活課	事後	
平成28年4月1日	I -5 ②所属長	住民課長	住民生活課長	事後	
平成28年4月1日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	度会町住民課	度会町住民生活課	事後	
令和1年6月28日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言		なし	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-1 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年10月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-2 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年10月31日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	VI リスク対策		様式の変更に伴う新規項目の記載の追加	事後	
令和2年7月31日	I -5 ①部署	住民生活課	税務住民課	事後	
令和2年7月31日	I-5 ②所属長	住民生活課長	税務住民課長	事後	
令和2年7月31日	I-8 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	住民生活課長	税務住民課長	事後	
△和○左7日24日	Ⅱ-1 対象人数 いつ時点の計数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	
令和2年7月31日	Ⅱ-2 取扱者数 いつ時点の計数か	2019/4/1	2020/4/1	事後	
令和7年10月17日	I −1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システ	1. 後期高齢者医療事務支援システム 2. 三重県後期高齢者医療広域連合電算処	1.後期高齢者医療事務支援システム 2. 三重県後期高齢者医療広域連合電算処	事前	ガバメントクラウド上へ標準準 拠システムを構築・移行する
令和7年10月17日	Ⅰ −3 個人悉号の利田 注会	・番号法第9条 第1項 別表第一の59の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を	・番号法第9条 第1項 別表85の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定め	事後	法令等の改正による
令和7年10月17日	I -4 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②	・番号法第19条 第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2 条の表	事後	法令等の改正による
令和7年10月17日	Ⅱ -1 しきい値判断項目 対 象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
今和7年10日17日	Ⅱ-2 しきい値判断項目 取 扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業		新設	事後	様式変更による追加
	Ⅳリスク対策 11.最も優先度が高いとされる		新設	事後	様式変更による追加